

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	海田町

海田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 海田町建設部都市整備課
所 在 地 広島県安芸郡海田町上市 14 番 18 号
電 話 番 号 0 8 2 - 8 2 3 - 9 6 3 4
F A X 番 号 0 8 2 - 8 2 3 - 9 2 0 3
メールアドレス toshisei@town.kaita.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ヌートリア、カラス、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、 テン 、 イタチ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	海田町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（**令和3年度**）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻、野菜	把握していないが実態あり
シカ	水稻、野菜	把握していないが実態あり
サル	水稻、野菜	把握していないが実態あり
タヌキ	水稻、野菜	把握していないが実態あり
ヌートリア	水稻、野菜	被害はないが目撃例多数
カラス	水稻、野菜	把握していないが実態あり
アナグマ	水稻、野菜	把握していないが実態あり
アライグマ	水稻、野菜	把握していないが実態あり
ハクビシン	水稻、野菜	把握していないが実態あり
テン	水稻、野菜	把握していないが実態あり
イタチ	水稻、野菜	把握していないが実態あり

(2) 被害の傾向

海田町では、耕作者の減少・高齢化等により休耕地や山際耕地の山林化により、イノシシ、サル等の人の生活圏域への侵入が拡大している。 特にサルによる被害が増えているが、被害程度については制度的な把握の方法が確立しておらず、一定規模の農家からの聞き取りで行う。 ・イノシシ（被害時期：成育期・収穫期、発生場所：町内全域の田畑） 水稻・野菜への被害がある。 ・サル（被害時期：夏～秋、発生場所：町内全域） 水稻・野菜への被害がある。 ・タヌキ（被害時期：夏～秋、発生場所：町内全域） 水稻・野菜への被害がある。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（ 令和3年度 ）	目標（ 令和7年度 ）
イノシシ	—	被害なし
シカ	—	被害なし
サル	—	被害なし

タヌキ	—	被害なし
ヌートリア	—	被害なし
カラス	—	被害なし
アナグマ	—	被害なし
アライグマ	—	被害なし
ハクビシン	—	被害なし
テン	—	被害なし
イタチ	—	被害なし

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○ 有害鳥獣駆除班を設置し、捕獲を委託 ○ 有害鳥獣駆除班に対し、イノシン捕獲用わなの配布 ○ 海田町有害鳥獣駆除実施報償金交付要領に基づき、イノシン等の捕獲を奨励	・ 猟友会員の高齢化などによる捕獲の担い手不足 ・ 捕獲機材の有効な設置場所の選定のための更なる知識・技術等の普及が必要
防護柵の設置等に関する取組	○ 有害獣の防除施設の設置に補助金を支給 ※事業経費の 1/2 以内の額を予算の範囲内で補助（限度額あり）	・ 電気柵設置の効果が高いが、費用がかかること及び柵の維持管理が困難
生息環境管理その他の取組	○ 放置林整備による緩衝帯の設置	・ 山林整備の担い手不足

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣による農作物への被害軽減のために、正確な被害状況の把握及び被害地域住民を対象とした被害防除のための研修会の開催等を行い、地域住民が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを支援する。また、これまで行ってきた有害鳥獣駆除実施及び駆除実施報奨金についても実施していき、鳥獣被害の軽減を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣捕獲員は、海田町有害鳥獣駆除実施要綱により要件を備えている者を任命する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ タヌキ ヌートリア アナグマ アライグマ ハクビシン テン イタチ	・捕獲機材（箱わな）の導入 ・捕獲率を上げるための講習会への参加
令和6年度	イノシシ タヌキ ヌートリア アナグマ アライグマ ハクビシン テン イタチ	・捕獲機材（箱わな）の導入 ・捕獲率を上げるための講習会への参加
令和7年度	イノシシ タヌキ ヌートリア アナグマ アライグマ ハクビシン テン イタチ	・捕獲機材（箱わな）の導入 ・捕獲率を上げるための講習会への参加

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
広島県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画をふまえ、適正な駆除を実施していく。具体的には、被害発生予察に基づき、毎年度作成する有害鳥獣駆除実施計画により実施する。 【令和3年度駆除実績】			
イノシシ	115頭	カラス	6羽
サル	0頭	シカ	4頭
ヌートリア	0頭	タヌキ	12頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	120	120	120

シカ	5	5	5
サル	2	2	2
タヌキ	10	10	10
ヌートリア	10	10	10
カラス	10	10	10
アナグマ	10	10	10
アライグマ	10	10	10
ハクビシン	10	10	10
テン	10	10	10
イタチ	10	10	10

捕獲等の取組内容
毎年度作成する有害鳥獣駆除実施計画を基に、駆除班等と捕獲方法、駆除時期及び場所について協議調整を行い、駆除を実施していく。また、イノシシの被害が恒常的に発生する場所に箱わな等を設置して駆除する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 4件 400m	電気柵 4件 400m	電気柵 4件 400m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	地元の設置者による適正管理を行う。	地元の設置者による適正管理を行う。	地元の設置者による適正管理を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	放置林（里山）整備による緩衝帯の設置 700 m ²

令和6年度	イノシシ	放置林（里山）整備による緩衝帯の設置 700 m ²
令和7年度	イノシシ	放置林（里山）整備による緩衝帯の設置 700 m ²

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
海田町	住民の安全確保 原則として、追い払い又は有害鳥獣捕獲申請・許可（生活被害防止）の上、駆除班に銃器以外の方法により捕獲を指示する
海田町有害鳥獣駆除班	町の指示を受け、対象鳥獣を捕獲する
海田警察署	住民の安全確保 原則に拠りがたい場合で、不測の事態が生じて、警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応

（2）緊急時の連絡体制

出 没	
現地	海田町 海田警察署

捕獲方法について海田警察署と海田町
で協議

原則	例外												
<table border="1"><tr><td colspan="2">銃器以外による捕獲</td></tr><tr><td>海田町</td><td>申請許可 駆除班 安全確保</td></tr><tr><td>海田警察署</td><td>安全確保</td></tr></table>	銃器以外による捕獲		海田町	申請許可 駆除班 安全確保	海田警察署	安全確保	<table border="1"><tr><td colspan="2">銃器による捕獲又は追い払い</td></tr><tr><td>海田町</td><td>駆除班 安全確保</td></tr><tr><td>海田警察署</td><td>不測の事態が生じて、警 職法第4条の措置が必要 となった場合の対応 安全確保</td></tr></table>	銃器による捕獲又は追い払い		海田町	駆除班 安全確保	海田警察署	不測の事態が生じて、警 職法第4条の措置が必要 となった場合の対応 安全確保
銃器以外による捕獲													
海田町	申請許可 駆除班 安全確保												
海田警察署	安全確保												
銃器による捕獲又は追い払い													
海田町	駆除班 安全確保												
海田警察署	不測の事態が生じて、警 職法第4条の措置が必要 となった場合の対応 安全確保												

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

駆除した鳥獣の処理については、適切な処理施設での焼却や生態系に影響しないような適切な方法での埋設処分又は自家消費等の食肉利用等を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間のビジエ加工施設への持ち込みを推進する。 年間10頭
ペットフード	民間のビジエ加工施設への持ち込みを推進する。 年間10頭
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

処理加工施設の整備について、調査研究を進める。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

捕獲から搬入までの衛生管理の知識を取得できる研修に参加する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	海田町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
海田町	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整
安芸地区猟友会	被害状況等の情報提供、鳥獣被害防止対策への協力
ひろしま農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う
海田町有害鳥獣駆除班	駆除実施体制

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県西部農業技術指導所	鳥獣被害防止に関する助言
広島県西部農林水産事務所 (林務第一課, 農村振興課)	
熊野町	情報提供
坂 町	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の名称	構成員	人数	活動内容
海田町鳥獣被害 対策実施隊	海田町被害防止計画に基づく防止施策の 実施に積極的に関わり取り組むことが見込 まれるもの	22名	主として対 象鳥獣の捕 獲等に従事 する。
	町職員	1名	

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

海田町有害鳥獣駆除対策協議会が中心となり、対策を推進していく、各種団体、自治会、地元住民等と連携を図り、取組を進めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策を実施していく中で、野生鳥獣との共存・共生に配慮し、鳥獣の生息環境の整備及び保全を推進していくことも重要であることから、被害防止施策及び鳥獣保護施策の両面で、関係機関等との連携を密にして施策を推進していく。
